

提案条例説明資料

平成30年12月

浜田市議会定例会

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 64 号
2	題名	浜田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	公職選挙法の一部改正により、市議会議員の選挙の候補者が選挙運動のために文書図画として頒布できるものにビラが加えられたことから、その作成を公営で行うこととするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 題名の変更 題名を「浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」とする。 2 公営の対象とする選挙の変更（第 1 条、第 2 条関係） （改正前）浜田市長の選挙 （改正後）浜田市議会議員の選挙及び浜田市長の選挙
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行期日 平成 31 年 3 月 1 日 2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 65 号
2	題名	浜田市行政組織条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	平成 31 年 4 月の組織機構の見直しにより、部の廃止及び所掌事務の変更等を行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 部の廃止（第 1 条関係） 財務部を廃止する。</p> <p>2 所掌事務の変更（第 2 条関係）</p> <p>(1) 総務部に次の業務を追加する（廃止前の財務部から移管）。</p> <p>ア 予算その他財政に関すること。 イ 経理及び契約に関すること。 ウ 入札に関すること。</p> <p>(2) 地域政策部に次の業務を追加する（総務部から移管）。</p> <p>ア 地域情報化に関すること。 イ 人権同和対策及び啓発の施策に関すること。</p> <p>(3) 市民生活部に次の業務を追加する（廃止前の財務部から移管）。</p> <p>ア 市税に関すること。</p> <p>3 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	平成 31 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第66号
2	題名	浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」により生活保護法に進学準備給付金が創設され、その支給に係る事務について個人番号の利用等を行うことができることとなったことから、「生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に係る事務」についても同様に個人番号の利用等を行うことができることとするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	個人番号を利用することができる事務及び利用することができる特定個人情報に、「生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給に係る事務及びその情報」を追加する。
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 67 号
2	題名	浜田市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	専門職大学の設置等に係る学校教育法の一部改正に伴い、引用条項が変更になったことから、所要の改正を行うものです。
4	概要	法律の引用条項の変更（第 4 条関係） （改正前）第 104 条第 4 項第 2 号 （改正後）第 104 条第 7 項第 2 号
5	施行期日等	1 施行期日 平成 31 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正後の条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、旧学校教育法の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第68号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	<p>都市計画区域内の敷地が建築基準法上の道路に接していない場合は、原則として建築物を建築することができませんが、空地の確保や交通上支障がない等の条件を満たし、島根県の建築審査会の同意を得た場合は、建築することができました。</p> <p>この度、建築基準法の一部が改正され、建築基準法上の道路でない4.0m以上の幅員の農道に接し、利用者が少数である等の一定の条件を満たす場合は、知事又は市長の認定を受けることで建築物を建築することができるようになったことに伴い、市における認定に係る申請手数料を定めるため、所要の改正を行うものです。</p>
4	概要	<p>1 手数料の追加（第2条関係） 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築認定申請手数料 1件につき27,200円</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けたものについては、なお従前のおりとする。</p>
6	備考	手数料の額は、島根県と同額です。

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 69 号
2	題名	浜田市立図書館条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市立中央図書館の多目的ホール及びコミュニケーションスペースの開館時間は、日曜日を除き午後 9 時までとされていますが、近隣の学校の生徒が通学しない土曜日及び休日においては午後 7 時以降の利用実績がほとんど無いことから、開館時間を日曜日と同様に午後 7 時までとするため所要の改正を行うものです。
4	概要	土曜日及び休日における多目的ホール及びコミュニケーションスペースの開館時間を次のように変更する。 (改正前) 午前 9 時から午後 9 時まで (改正後) 午前 9 時から午後 7 時まで ※日曜日の開館時間と同じ。
5	施行期日等	平成 31 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第70号
2	題名	浜田市石央文化ホール条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	石央文化ホールは、開館してから24年が経過し、施設の老朽化等により定期的に点検や修繕を実施する必要があること、及び職員の勤務環境の改善のため、休館日について所要の改正を行うものです。
4	概要	1 休館日の追加（第6条関係） 月曜日（その日が休日ときは、直後の休日でない日） 2 規定の整理
5	施行期日等	平成31年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第71号																																																		
2	題名	浜田市国民宿舎千畳苑条例の一部を改正する条例																																																		
3	目的・理由	国民宿舎千畳苑は、宿泊に係る食事料の上限金額が設定してあることから、指定管理者による地元食材の魅力を盛り込んだ宿泊プラン等の提案の範囲が狭い状況にあります。については、その範囲を広げ、指定管理者による効率的な運営に資するため、所要の改正を行うものです。																																																		
4	概要	<p>別表に規定している宿泊料金に関する基本料金の上限額について、食事料の設定を削る。</p> <p>(改正前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本料金</th> <th rowspan="2">利用者の区分</th> <th rowspan="2">宿泊料</th> <th colspan="2">食事料</th> <th rowspan="2">合計(2食付き)</th> </tr> <tr> <th>朝食</th> <th>夕食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>大人(中学生以上)</td> <td>4,830円</td> <td>1,020円</td> <td>2,360円</td> <td>8,210円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生</td> <td>4,320円</td> <td></td> <td></td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上就学前の者</td> <td>720円</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳未満</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 素泊りの場合の宿泊料金については、宿泊料に10パーセントを乗じた額を加算する。</p> <p>(改正後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th> <th>利用者の区分</th> <th>宿泊料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>大人(中学生以上)</td> <td>5,310円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生</td> <td>4,750円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳以上就学前の者</td> <td>790円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳未満</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>				基本料金	利用者の区分	宿泊料	食事料		合計(2食付き)	朝食	夕食		大人(中学生以上)	4,830円	1,020円	2,360円	8,210円		小学生	4,320円			7,700円		3歳以上就学前の者	720円	実費	実費			3歳未満	無料				基本料金	利用者の区分	宿泊料		大人(中学生以上)	5,310円		小学生	4,750円		3歳以上就学前の者	790円		3歳未満	無料
基本料金	利用者の区分	宿泊料	食事料		合計(2食付き)																																															
			朝食	夕食																																																
	大人(中学生以上)	4,830円	1,020円	2,360円	8,210円																																															
	小学生	4,320円			7,700円																																															
	3歳以上就学前の者	720円	実費	実費																																																
	3歳未満	無料																																																		
基本料金	利用者の区分	宿泊料																																																		
	大人(中学生以上)	5,310円																																																		
	小学生	4,750円																																																		
	3歳以上就学前の者	790円																																																		
	3歳未満	無料																																																		
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成31年1月1日</p> <p>2 経過措置 公布日以後に予約された平成31年1月1日</p>																																																		

		以後の利用について適用し、公布日前に予約された利用については、なお従前の例による。
6	備考	<p>この改正による基本料金中の宿泊料の増額（10パーセント増し）は、これまで食事料を含んだ額を宿泊の基本料金としていたものを、食事料を含まない素泊まりの料金を基本とする料金体系に変更することによるもので、実質的には従前の料金と変更はありません。</p> <p>また、施行期日については、千畳苑の利用が最も多い夏時期の予約が半年前に開始されることから、来夏を見越して1月1日としています。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 72 号
2	題名	弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	弥栄村定住化推進に関する条例に規定する貸付期間（25年）が満了する住宅について、同条例の規定に基づき入居者に払下げを行うことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	定住化住宅の設置について定める別表から次の住宅を削る。 (1) 弥栄町長安本郷 370 番地 2 1 棟 (2) 弥栄町長安本郷 370 番地 3 1 棟 (3) 弥栄町長安本郷 370 番地 7 1 棟 (4) 弥栄町長安本郷 370 番地 8 1 棟
5	施行期日等	平成 31 年 4 月 1 日